

岐阜県公報

目次

告示

農業振興地域の指定に関する告示の一部改正

(農村振興課)

ページ
一

号外 (二) 平成二十九年 四月 一日

告示

岐阜県告示第九十四号

農業振興地域の指定に関する告示(平成十七年岐阜県告示第五百六十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

二 山県地域の部を次のように改める。

二 山県地域

山県市の区域のうち、別図の青色で着色した区域

(「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部長農村振興課及び岐阜県岐阜農林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

岐阜県告示第九十四号の二号

農業振興地域の指定に関する告示(昭和四十五年岐阜県告示第七百九十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 中津川地域の部を次のように改める。

一 中津川地域

中津川市の区域のうち、別図の青色で着色した区域

〔別図〕は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部農村振興課及び岐阜県恵那農林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社